

本多委員提出資料

平成20年4月23日
生活文化スポーツ局**多重債務問題は必ず解決します！**

**多重債務相談を法律専門家に確実につなぐ
「東京モデル」をスタート！！**

東京都消費生活総合センターでは、このたび、一人でも多くの多重債務者を救済することを目指して、相談員による多重債務専門グループ（※1）を設けるとともに、都内の弁護士会と司法書士会の協力を得て、「東京モデル」による相談受付を開始します。

※1 東京都消費生活総合センターでは、相談内容の高度複雑化に対応するため、専門分野別グループに相談員を配置し、相談処理の向上を図っている。今回は、多重債務グループを設置した。

1 「東京モデル」とは

「東京モデル」とは、多重債務問題を抱える相談者を法律専門家に確実につなぎ、問題解決のための道筋ができるまで、きめこまかくフォローアップする新たなしくみです。

2 なぜ「東京モデル」が必要か

これまで、東京都消費生活総合センターに多重債務相談が寄せられた場合には、相談者が予約できるように法律専門相談窓口を案内してきました。

しかし、「利息がどんなに高くても借りたものは返す義務がある」という責任感や、「法律専門家の敷居は高い」という意識等から、相談者の中には結局予約をしなかったり、予約当日に相談にいかなかったりというような方も出てくるなど、折角の案内も無駄になるケースが多くなりました。

そこで、「東京都多重債務問題対策協議会」において検討を重ね、相談者の抱える多重債務問題を確実に解決するための新たなしくみとして「東京モデル」を構築しました。

なお、この「東京モデル」は、都内の弁護士会や司法書士会と連携して、平成20年1月から試行を開始し、相談者の多重債務問題を効果的に解決するしくみが確立できたので、このたび、本格的に実施することとしました。（「東京モデル」のしくみ図は、別紙のとおり。）

※2 「東京都多重債務問題対策協議会」：東京都が関係団体と連携しつつ多重債務問題対策を総合的・効果的に推進するため、平成19年8月に設置した。協議会には、専門的事項を協議するために相談部会をはじめ5つの部会を設置している。

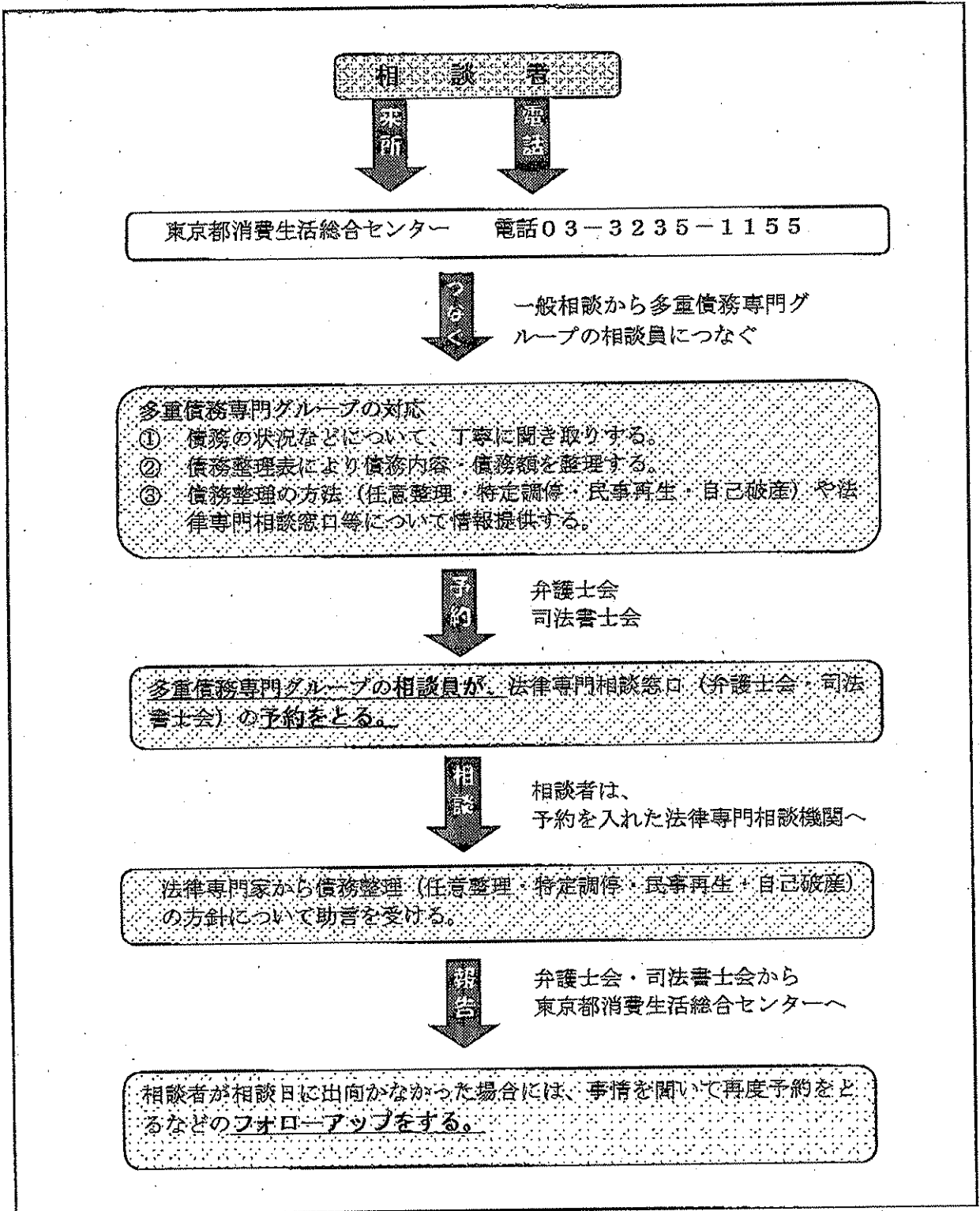
3 「東京モデル」のしくみ

- ① 東京都消費生活総合センターの消費生活相談員が多重債務の相談を受けた場合は、同センターの多重債務専門グループにつなぐ。
- ② 多重債務専門グループの相談員（以下「相談員」という。）が、直接法律専門相談窓口（弁護士会・司法書士会）の予約をとり、相談者に連絡する。
- ③ 相談員は、法律専門相談窓口から相談結果報告を受ける。
- ④ その結果、相談者が出向いていないことが分かったら、相談員は相談者から事情を聞き、再度予約を入れるなどのフォローアップをする。

4 今後の取り組み

今後は、多重債務問題で苦しむ相談者が、都内のどこの消費生活相談窓口にも相談しても、適切な対応を受けられるように、区市町村に「東京モデル」の活用を積極的に働きかけていく。

問合せ先 東京都消費生活総合センター相談課
各務（かがみ） 坂本
電話03（3235）4169



相談窓口

東京都消費生活総合センターに来所・電話でご相談ください。

電話 03-3235-1155

来所 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16F

JR飯田橋西口・東京メトロ東西線、有楽町線、南北線飯田橋駅
都営地下鉄大江戸線飯田橋駅 B2b出口

受付時間は、9:00~16:00 (土・日、祝日を除く毎日)

平成20年4月9日
福祉保健局

多重債務者生活再生事業の開始

東京都は、多重債務問題対策の取組みとして、昨年8月に発足した東京都多重債務問題対策協議会の検討を通じて、消費生活センターにおける相談をはじめ、総合的な取組みを進めているところですが、新たに、貸付を中心とした「多重債務者生活再生事業」を開始いたしましたので、お知らせします。

- 1 事業名 多重債務者生活再生事業
- 2 事業目的 多重債務で生活困難な状況にある方のうち、融資を受けての自力再生を希望し、かつ返済が可能と判断される方に対して、生活相談を実施の上で資金を貸し付け、生活の再生を支援する。
- 3 実施主体 社会福祉法人東京都社会福祉協議会が東京都の補助を受けて基金を設置し、これを運用し、民間事業者（中央労働金庫、生活サポート基金）のノウハウを活用して実施する。

4 貸付条件等

貸付対象者 (要件)	・多重債務を抱える世帯に属する者で、都内に1年以上住所を有する者 ・一定の収入と生活再生への意欲があり、かつ返済能力がある者
所得制限	課税所得が600万円以下（5人以上の世帯は人数加算あり）
貸付対象資金	・債務整理中や整理後における生活再生資金 ・個人再生や自己破産の手続きを行う際に一時的に必要となる資金等
(対象外資金)	・債務の借換資金 ・事業用資金
貸付限度額	200万円
貸付利率	5%以下
連帯保証人	原則として1人以上設定することが必要
償還期間	6年以内

※ 詳細については、下記の「生活サポート基金」にお問合せください。

- 5 申込方法 下記により電話で申し込み、相談の予約をしていただきます。
- 【受付開始】平成20年3月27日（木）午前9時30分から
- 【申込先】有限責任中間法人 生活サポート基金〔中央区銀座4-14-11〕
(電話番号) 03-5565-1190
- 【受付時間】月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後6時まで

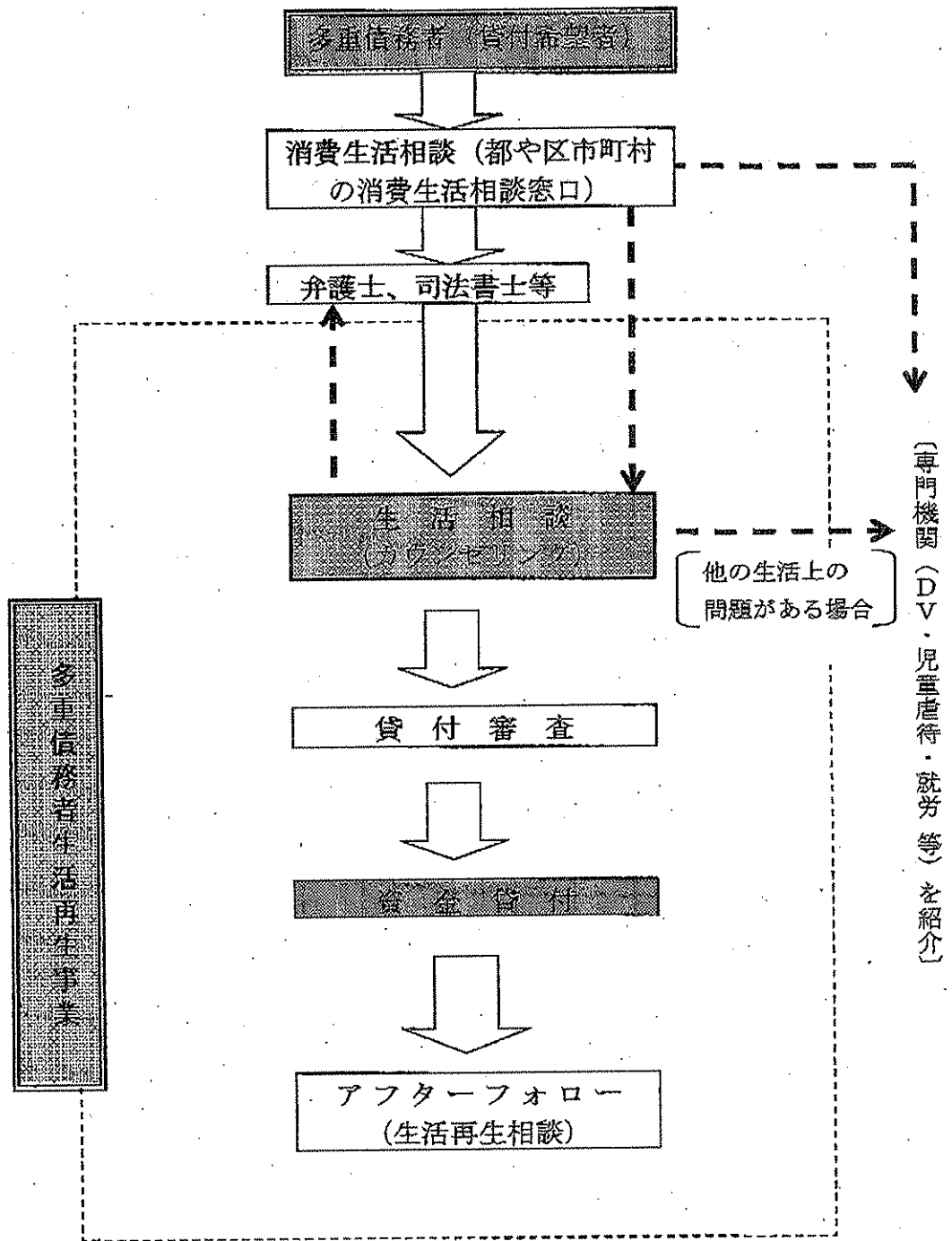
〈問い合わせ先〉

東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課
担当 波戸・町田

(電話番号) 03-5320-4072

(都庁内線) 32-551・552

多重債務者生活再生事業の流れ



ヤミ金融被害防止に向けた連携事業の実施結果について

1 趣 旨

貸金業の利用者（資金需要者）等に対して、相談窓口や問い合わせ先、被害情報連絡先等を周知することにより、違法貸金業者の利用並びに被害の防止を図ること及び悪質な貸金業者の排除を目的として、関係機関が協力・連携して、周知・啓発活動を実施する。

2 実施結果の概要

- (1) 名 称 ヤミ金融被害防止合同キャンペーン
 <合同街頭啓発活動>

(2) 実施結果

①実施時期 平成20年3月3日（月）、4日（火） 12:00～14:00

②実施場所 JR新橋駅前 SL広場

③実施内容

- ・参加機関の代表者等によるキャンペーングッズ（ポケットティッシュ）・啓発チラシ等の配布 約6,750個（3日：3,100個 4日：3,650個）
 - ・啓発資料の掲示（パネル、ノボリ等）
 - ・相談コーナーの設置（問合せ、相談窓口の紹介等への対応）
- 相談実績 延べ10件（3日：4件、 4日：6件）

主な相談内容：債権整理等相談先の紹介、過払い請求に関すること

④参加機関 東京都（貸金業対策課、消費生活総合センター）、警視庁（金融犯罪対策室、組織犯罪対策第三課、愛宕警察署）、関東財務局東京財務事務所、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、クレ・サラ首都圏連絡会、東京司法書士会、日本司法支援センター東京地方事務所、日本貸金業協会、東京都社会福祉協議会

⑤参加者数 86名（3日：44名 4日：42名）

⑥後援 金融庁

⑦広報

- ・「広報東京都（3月号）」への掲載、プレス発表（2月27日）他、関係機関等の窓口で周知した。

**ヤミ金融は
犯罪です!!**

『ヤミ金融』とは…

国(財務局)・都道府県で貸金業登録を受けていない業者(無登録業者)のことを言います。
ヤミ金融は様々な手口で巧妙にお金を騙し取ろうとしますので、好条件の広告等には十分に気をつけてください。

財団法人 全国消費生活相談員協会より

ヤミ金融の罠にはまるその前に

借 りたら最後!
借金はふくらむばかり

金 刑で懲わされるな!
甘い融資の誘いにのらない

か いてある登録番号、条件は本当?
大手金融会社や登録業者を装うヤミ金融業者に注意

い わないで!勤務先や家族などの個人情報
嫌がらせや取り立てに使われる

け いたい電話だけの相手は信用しない!
電話をかけただけでカモになる

つ よいふできっぱり断る!
根拠のない請求、返済のための借金は厳禁

「おかしいな、不安だな」と思ったら、「多重債務」に陥ったら、
1人で悩まず裏面の相談先に相談しましょう!

東京都多重債務問題対策協議会

貸金業等に関する相談先・相談内容

相談先	相談内容	
東京都産業労働局 金融部 貸金業対策課 ☎ 03-5320-4775	<ul style="list-style-type: none"> ●都知事登録業者への苦情・相談 ●貸金業者の登録の有無 	
東京都消費生活総合センター ☎ 03-3235-1155 又は各区市町村消費生活センター	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活に関する一般相談 (多重債務に関する相談を含む) 	
財務省 関東財務局 東京財務事務所 ☎ 03-5842-7015	<ul style="list-style-type: none"> ●関東財務局長登録業者への苦情・相談 ●貸金業者の登録の有無 	
警視庁 総合相談センター(及び各警察署) ☎ 03-3501-0110	<ul style="list-style-type: none"> ●ヤミ金融に関する相談等 	
日本貸金業協会 相談センター ☎ 0570-051-051	<ul style="list-style-type: none"> ●貸金業に関する苦情・相談等 	
(財)日本クレジットカウンセリング協会 ☎ 03-3226-0121	<ul style="list-style-type: none"> ●クレジットやサラ金の返済に関する相談 ●債務整理(任意整理)の援助 「一切無料」 	
東京弁護士会	四谷法律相談センター ☎ 03-5214-5152	<ul style="list-style-type: none"> ●債務整理、個人民事再生申立、自己破産申立、不当な取立て等に関する相談 <p style="text-align: right;">※要予約</p>
	神田法律相談センター ☎ 03-5289-8850	
	錦糸町法律相談センター ☎ 03-5625-7336	
東京司法書士会	総合相談センター(四谷) ☎ 03-3353-9205	<ul style="list-style-type: none"> ●クレジット・サラ金問題、債務整理に関する相談等 <p style="text-align: right;">※要予約</p>
	墨田総合相談センター ☎ 03-3353-9205	
	三多摩総合相談センター ☎ 042-548-3933	
日本司法支援センター	法テラス 東京(四谷) ☎ 050-3383-5300	<ul style="list-style-type: none"> ●資力の乏しい方に対する債務整理等の相談 ●弁護士・司法書士費用の立替 <p style="text-align: right;">※要予約</p>
	法テラス 上野 ☎ 050-3383-5320	
	法テラス 池袋 ☎ 050-3383-5321	
全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会 クレ・サラ首都圏連絡会 ☎ 03-5207-5507	<ul style="list-style-type: none"> ●クレジット・サラ金・ヤミ金問題に関する相談等 	

東京都 産業労働局 金融部 貸金業対策課

オリンピックを日本に、2016年!



TOKYO 2016
APPLICANT CITY

多重債務問題対策協議会の設置状況

県	設置状況	名称	設置日・開催状況	協議会への参加状況				主管	備考
				弁護士会	司法書士	被害者の会	労福協関係		
北海道	○	北海道多重債務者対策協議会	10/12に第1回開催	○	○	○※1	労福協	北海道環境生活部生活局くらし安全課	※1=全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会北海道連絡会(札幌はるる会・はまなすの会)
青森	○	青森県多重債務者対策協議会	10/26に第1回開催	○	○			環境生活部県民生活文化課	
岩手	○	岩手県多重債務者対策協議会	12/7に第1回開催	○	○	○※1	労金、信用生活	環境生活部環境生活企画課	※1=盛岡きつづきの会、奥州市みちの道婦、遠野市カリンの会、宮古民商ワキモノ道場
宮城	○	宮城県多重債務者対策協議会	7/24に第1回開催	○	○	○※1		環境生活部生活文化課	※1=みやぎ青葉の会
秋田	○	秋田県多重債務者対策協議会	8/12に第1回開催	○	○	○※1	労福協(オブ)		※1=秋田なまはげの会
山形	○	山形県多重債務者対策協議会	7/31に第1回開催	○	○		労福協 労金		
福島	○	福島県多重債務者対策協議会	7/20に第1回開催	○	○			生活環境部総務企画グループ	
茨城	○	茨城県多重債務者対策協議会	7/11に第1回開催	○	○			生活環境部生活文化課	
栃木	○	栃木県多重債務者対策協議会	6/9に第1回開催	○	○		労福協 労金	県民生活部くらし安全安心課	
群馬	○	群馬県多重債務者対策協議会	7/4に第1回開催	○	○	○※1	労福協 連合	県民センター	※1=前橋ケヤキの会 桐生ひまわりの会
埼玉	○	埼玉県多重債務者対策協議会	7/5,8/11に開催	○	○	○※1		県民・消費生活課	※1=被害者の会「夜明けの会」、NPO法人さやま・あすなろ会
千葉	○	千葉県多重債務者対策本部	9/12に第1回開催	○	○	○※1	労福協	環境生活部県民生活課	※1=あさひの会、ちば菜の花の会
東京	○	東京都多重債務者対策協議会	9/10に第1回開催	○	○	○※1	労福協	生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課 福祉保健局生活福祉部計画課	※1=全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、クレ・サフ首都圏連絡会
神奈川	○	神奈川県多重債務者対策協議会	7/18に第1回開催	○	○	○※1	労福協 労金 生徒連		※1=しおさいの会(横須賀クレジット・サフ金被害者をなくす会)、ヨコハマかもめ会
新潟	○		9/11に第1回開催						
長野	○	長野県多重債務者対策協議会	7/18に第1回開催	○	○	○※1	労福協 労金	生活環境部	※1=長野県被連協
山梨	○								
静岡	○	静岡県多重債務者対策協議会	7/5に第1回開催	○	○	○※1		県民部県民生活局県民生活室	※1=静岡ふじみの会
富山	○	富山県多重債務者対策協議会	11/30に第1回開催	○	○			生活環境文化課県民生活	
石川	○	石川県多重債務者対策協議会	11/5に第1回開催	○	○	○※1			※1=NPO法人金沢あすなろ会
福井	○	福井県多重債務者対策協議会	11/8に第1回開催	○	○			安全環境部県民安全課	
愛知	○	愛知県多重債務者対策協議会	6/13に第1回開催	○	○	○※1	労福協 労金	県民生活部県民生活課	※1=愛知かきつばたの会
岐阜	○	岐阜県多重債務者対策協議会	2005年(H17年)11/8に第1回開催 H19年度6/22に開催	○	○			環境生活部環境生活政策課	
三重	○	三重県多重債務者対策協議会	10/30に第1回開催	○	○	○※1	労福協	生活部消費生活室	※1=三重はなしょうぶの会
滋賀	○	滋賀県多重債務者対策協議会	6/27に第1回開催	○	○			県民文化生活部県民生活	
奈良	○	奈良県多重債務者対策協議会	10/26に第1回開催	○	○	○※1		食品・生活安全課 消費者行政係	※1=奈良クレジット・サラ金・悪徳商法被害をなくす会
京都	○	京都府多重債務者対策協議会	10/30に第1回開催	○	○	○※1	労福協	商工部	※1=京都クレジット・サラ金被害者平安の会
大阪	○	大阪府多重債務者対策協議会	8/24に第1回開催	○	○	○※1		商工労働部金融室	※1=大阪クレジット・サラ金被害者の会
和歌山	○	和歌山県多重債務者対策協議会	11/28に第1回開催	○	○			和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課	
兵庫	○	兵庫県多重債務者協議会	9/12に第1回開催	○	○				
鳥取	○	鳥取県多重債務者対策協議会	6/4に第1回開催	○	○			鳥取県生活環境部消費生活センター	
島根	○	島根県消費生活金融被害防止対策協議会	6/7に要綱設置済	○	○		労福協	島根県環境生活総務課	
岡山	○	岡山県多重債務者対策協議会	6/8,7/20開催	○	○	○※1		県民生活課	※1=倉敷つくしの会
広島	○	広島県多重債務者対策協議会	7/27に第1回開催	○	○			総務管理局消費生活室	
山口	○	山口県多重債務者対策協議会	6/14に第1回開催	○	○			山口県環境生活部県民生活課	
徳島	○	徳島県多重債務者対策協議会	7/19に第1回開催	○	○		労福協	県民環境政策課県民くらし安全室	
香川	○	香川県多重債務者対策協議会	8/31に第1回開催	○	○				
愛媛	○	愛媛県多重債務者対策連絡協議会	9/5に第1回開催	○	○			愛媛県環境部管理課	
高知	○	高知県多重債務者対策協議会	8/17に第1回開催	○	○	○※1		文化環境部県民生活課	※1=高知うるこの会
福岡	○	福岡県多重債務者対策協議会	7/28に第1回開催	○	○	○※1	労福協	生活労働部生活文化課	※1=福岡クレジット・サラ金被害者をなくす会
佐賀	○	佐賀県多重債務者対策協議会	8/13に第1回開催	○	○		労福協	くらしの安心安全課	
長崎	○	長崎県多重債務者対策協議会	7/31に第1回開催	○	○			県民安全課	
熊本	○	熊本県多重債務者対策協議会	8/30に第1回開催	○	○	○※1	労福協	食の安全・消費生活課	※1=熊本クレ・サラ・日播被害をなくす会
大分	○	大分県多重債務者対策協議会	10/30に第1回開催	○	○			大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課	
宮崎	○	宮崎県多重債務者対策協議会	8/8に第1回開催	○	○		労福協 ※1		※1=宮崎中央会が専門部会に参画
鹿児島	○	鹿児島県多重債務者対策協議会	8/29に第1回開催	○	○		労福協		
沖縄	○	沖縄県多重債務者対策協議会	11/19に第1回開催	○	○	○※1		文化環境部県民生活課	※1=沖縄クレジット・サラ金被害者をなくす会

多重債務対策支援講座

登壇予定者

新里宏二弁護士（日弁連多重債務対策本部事務局長）

青山定聖弁護士（行政の多重債務対策の充実を求める全国会議代表幹事）

木下浩司法書士（多重債務による自死をなくす会副代表）

稲村厚司法書士（NPO法人ワンデーポータル理事長）

福久孝一氏（鹿児島県実業市市民福祉部市民課市民生活係長）

石橋乙秀弁護士（岩手弁護士会）

吉田直美氏（盛岡市消費生活センター主査）・高橋和佳子氏（盛岡市女性センター相談員）

山屋理恵氏（盛岡市消費生活センター相談員）・山谷裕美子氏（盛岡市児童福祉課相談員）

講座内容

基調報告「行政による多重債務対策の必要性について」

多重債務問題の概要と整理の方法・多重債務と自死・多重債務と依存症

奄美市における多重債務問題への取り組み

栃木県弁護士会及び宇都宮市消費生活センターにおける多重債務問題への取り組みについて

ケース研究（盛岡市での多重債務問題への取り組み）

多重債務が原因と思われる自殺者は、年7,000人近いとされています。この自殺問題については、昨年「自殺対策基本法」が施行され、全国の自治体で自殺対策連絡協議会が設置され、法律や医療、教育や労働、自殺予防や遺族支援などの専門家が、市民の枠を超えて自殺対策に取り組もうと連携を始めています。

また、税金が払えない、健康保険料が払えない、ドメスティックバイオレンス・幼児虐待・一家心中などの問題の背景に、多重債務問題が隠れていることがあります。政府は、昨年内閣に「多重債務者対策本部」を設置し、多重債務問題改善プログラムを策定しました。同プログラムは、多重債務相談窓口を各地の行政に設置することを定めています。地方自治体は、住民の命を守る義務があります。死なななくていい命を守る義務があります。多重債務問題の解決は、必ずできます。当文庫講座は、多重債務相談窓口の運営方法、法律専門家との連携など、自治体が多重債務問題に取り組むことができるよう支援するものです。

日時 平成20年4月26日(土)午後1時～5時

場所 宇都宮市役所 14階 大会議室

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 東武宇都宮駅徒歩10分 JR 宇都宮駅西口バスターミナル 38 番のりば 関東バス「市内循環線(きぶな)」で「宇都宮市役所」下車 * 所要 15 分、片道 100 円

会場連絡先電話 028-616-1562 申込先着250名

参加費用 費用:1000円 テキスト別売り(税込2000円)

(申込先着250名)

主催 宇都宮市 行政の多重債務対策の充実を求める全国会議

<http://www.legal-unit.jp/gyosei/>

後援 全国クレジット・サラ金問題対策協議会 全国クレジット・サラ金

被害者連絡協議会・生活保護問題対策全国会議・日本司法書士会

連合会（以下予定 栃木県 栃木弁護士会 栃木県司法書士会）

【問合先】 大阪市北区西天満 4-11-16 ニュー梅新東ビル7階

(山田治彦法律事務所内) 電話06-6360-2031 FAX06-6360-2032

参加申込書

お名前

所属

ご住所 〒

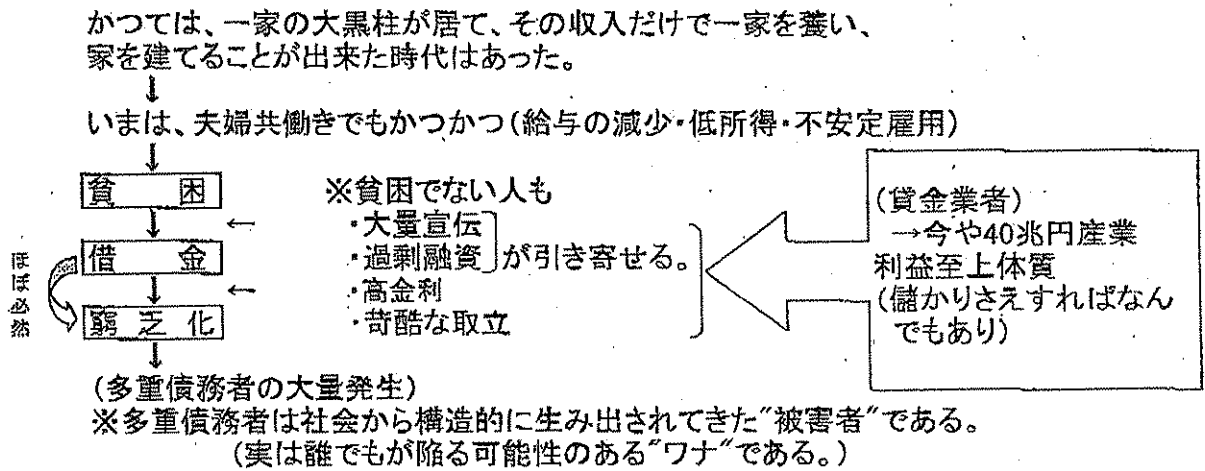
TEL

FAX

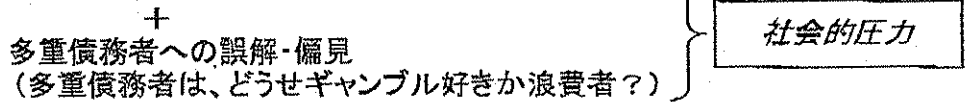
FAX 送信先 06-6360-2032

～多重債務問題の真の理解のために～

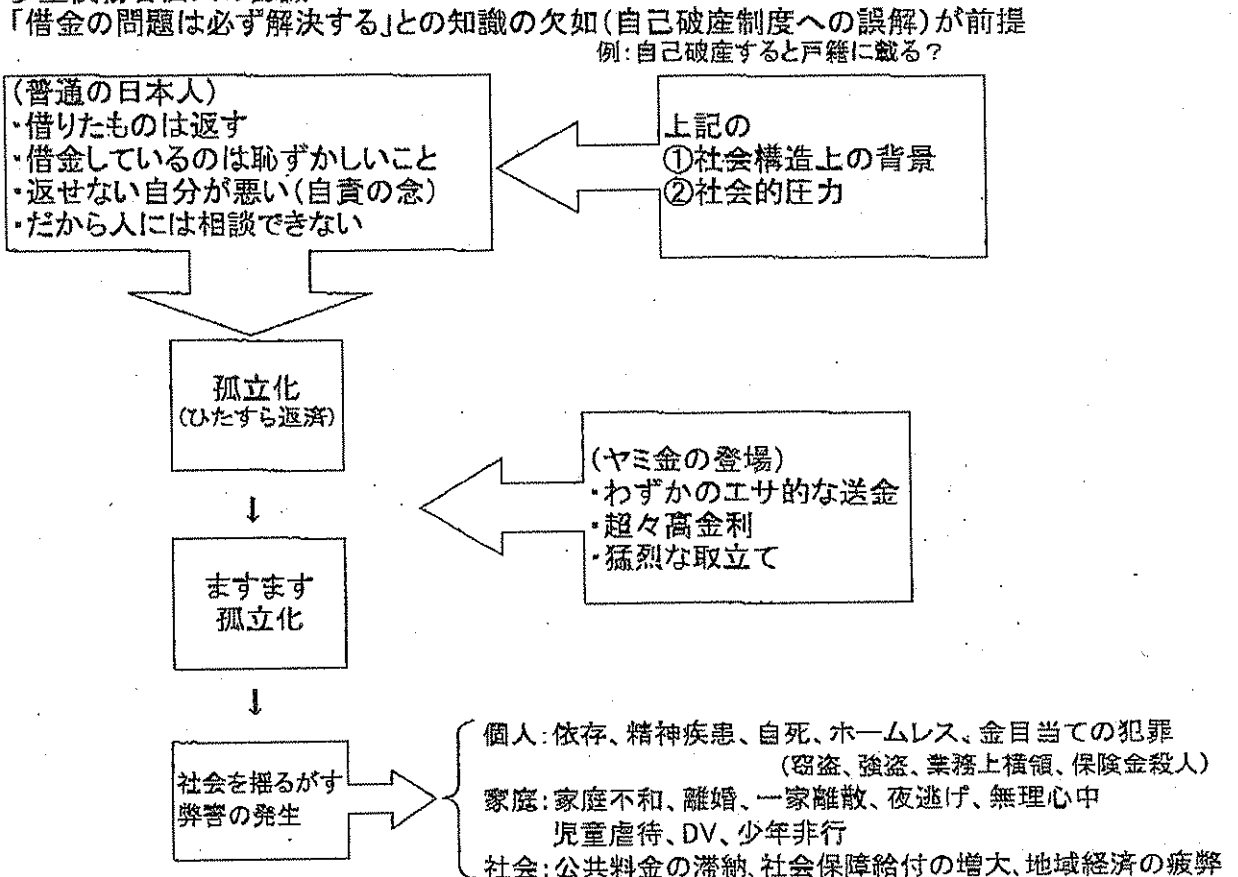
① 社会構造上の背景



② 上記社会構造への認識の欠如



③ 多重債務者個人の認識



平成16年(ワ)第24193号, 平成17年(ワ)第1586号, 同第9992号, 同第22778号, 平成18年(ワ)第27958号 損害賠償請求事件

判決の要旨

原告ら ほか (合計176名)

被告 梶山進

主文の要旨

被告は、別紙認容額一覧表の「原告氏名」欄記載の各原告に対し、これに対応する同表の「認容額」の「合計額」欄記載の各金員（注：認容合計額は2億9103万6104円）及びこれらの各金員に対する平成16年1月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員（注：本日までの額は6087万1075円）を支払え。

理由の要旨

1 被告の損害賠償責任の有無について

被告の支配するヤミ金融組織（以下「被告組織」という。）は、多重債務者の窮状に乗じて、出資法の規制を著しく上回る数百倍から数万倍もの利率での暴利を得る目的で、短期の貸付行為を頻繁に繰り返していることからすると、原告らと各店舗の店長ら（以下「本件店長ら」という。）との間の貸借取引そのものが公序良俗に違反して無効であり、本件店長らの支払要求行為及び金員受領行為は、原告らに対する不法行為を構成する。

被告は、莫大な利益を得る目的で、自己の支配下にヤミ金融組織を形成し、被告と各店舗の店長や末端の店員との間に存在した直接間接の指揮命令関係を利用することにより、本件店長らに対し、違法かつ無効なヤミ金融営業により原告らから金員を取り立てることを指示命令し、もって、取り立てた金員を自己に上納させていたから、本件店長らによる原告らに対する不法行為につき、民法715条1項の使用責任を負う。

2 本件店長らが原告らに貸し付けた金員（以下「本件貸付金」という。）の損害額からの控除の要否について

①本件貸付金は、原告らから元利金等の名目で違法に金員の交付を受けるための道具にすぎないから不法原因給付に該当し、本件店長らが原告らに返還を求め得ない結果、原告らへの交付と同時に原告らに帰属するに至ったものであり、原告らが行った元利金等名目の支払により被った損害を補てんする性質を有するとはいえないこと、②使途の面から実質的にみても、原告らのほとんどは、本件貸付金の交付を受けると、直ちに他からの借入金の弁済として費消しており、本件貸付金が原告らの被った損害を現実的に補てんする機能を果たしたともいえないこと、③被告組織では、一つの店舗で獲得した顧客の情報を他の店舗でも利用して貸付けを行うという手法を採用していた結果、本件貸付金の多くが被告組織に還流していた実態が認められ、被告組織は、取引開始当初の貸付金を回収した上で、数々の脅迫行為により原告らに元利金等の名目で多大な金員の継続的な支払を余儀なくさせていたといえることにかんがみれば、本件においては、本件貸付金の額を原告らが被告に対して賠償を求める損害額から控除すべきではない。

3 原告らの精神的損害を慰謝すべき額について

本件においては、貸借取引の金額が多額に上るほど、取引期間が長期となり本件店長らから受ける脅迫行為が増大し、また、当該原告が返済の資金繰りに費やした精神的・時間的負担も多大となり、家族や親族を巻き込んで、窮状を悪化させた度合も高くなるという事情が窺われるから、貸借取引の金額に応じて当該原告の被った精神的苦痛は多大なものとなるということができ、これに加えて脅迫行為の内容等本件記録に現れた事情を総合考慮すると、原告らの慰謝料相当額は、各原告につき、その財産的損害の額の約3割と認めるのが相当である。

平成20年3月7日

東京地方裁判所民事第10部

裁判長裁判官

かのこぎ
鹿子木

やし
康

裁判官

藤本 博史

裁判官

兼田 由貴

平成 15 年(2003 年)6 月 24 日

(社) 長野県経営者協会 様

長野県生活環境部長
長野県商工部長
長野県弁護士会長
長野県司法書士会長
(社) 長野県商工会議所連合会長
長野県商工会連合会長
(社) 長野県貸金業協会会長
(財) 長野県暴力追放県民センター会長
ヤミ金融を告発する長野県連絡会代表
長野県クレジット・キャッシング、高利商工ローン被害
をなくす会連絡協議会長

ヤミ金融被害者の離職防止について (お願い)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

長引く景気の低迷を背景に、県内においてもヤミ金融の被害が多発し社会問題化していることから、長野県では、県民及び中小企業経営者の被害の未然防止と被害者の救済を図るため、関係機関・団体の緊密な連携のもと、ヤミ金融被害に関する様々な対策を推進しております。

ヤミ金融は、ダイレクトメール等では、低金利をうたいますが、実際は出資法で規制されている上限金利年 29.2%をはるかに上回る年数千%という超高金利で貸し付け、明らかに出資法違反の犯罪行為と言えます。

近時、ヤミ金融の手口は多様化、巧妙化してきており、銀行口座に勝手に振り込み、超高金利の返済を要求する、あるいは、債権回収業者を偽って電報や封書を送りつけ、不当に返済を迫るなど非常に悪質な手口も増えています。

また、ヤミ金融は、一旦返済が滞ると、もっぱら暴力的、脅迫的な電話による取立てを本人のみならず家族、親戚、勤務先、近所にまで執拗に行い、支払いをせざるをえないよう仕向けます。

このため、全国的に見ると一家離散を余儀なくされたり、職場での信頼関係が破綻し離職せざるをえなくなるなど平穏な生活が破壊された人も少なくなく、その被害は、甚大かつ深刻な状況にあります。

以上のようなヤミ金融の超高金利の貸し付け、悪質な取立て行為は、出資法、貸金業規制法に違反し、法治国家において到底見逃されるものではありません。

つきましては、このようなヤミ金融の悪態を踏まえ、職場などに嫌がらせのためにかかって来る電話に対して被害者と共に毅然とした対応をとるなどご理解をいただくとともに、被害者が自ら勤務する会社を辞めざるを得ないような状況に陥ることのないよう、貴会関係企業にご周知いただきたく、特段のご配慮、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

なお、別添「ヤミ金融への対処方法」をご活用ください。

注) ヤミ金融=無登録業者及び出資法の上限金利(29.2%)を超えた金利を取っている貸金業者

〔本文書に関するお問い合わせ先〕	
長野県生活環境部生活文化課	
担 当	田野尻正、長田敏彦
電 話	026-235-7172
ファクシミリ	026-234-6579
電子メール	seiibun@pref.nagano.jp

(別添)

ヤミ金融への対処方法

ヤミ金融からの執拗かつ暴力的な言葉による電話は、会社にとっても大変迷惑です。場合によっては、業務に支障をきたすこともあり得ます。

このような場合は、次の点にご留意のうえ対処してください。

☆ 基本は・・・

ヤミ金融が本人ばかりではなく家族や勤務先にも執拗に電話をしてくるのは、嫌がるところに電話をして、本人を精神的に追い詰め、不当な支払いをしなければならないように仕向けるためです。

○ 会社の皆さんは、ヤミ金融に対して毅然とした態度で、不当な電話をよこさないよう伝えるのが基本です。しばらくの辛抱が必要ですが、ヤミ金融は、勤務先に電話をしてもらちが開かないことがわかると、電話をよこさなくなります。

○ 「本人によく伝えておく」「本人に電話させる」などの返答では、ヤミ金融の電話は止まず解決になりません。

☆ 暴力的な言葉に対して・・・

ヤミ金融は、大変暴力的な言葉で電話をかけて来ることがあります。このような場合、受けた人は、精神的な苦痛を感じるのが普通です。

○ ヤミ金融からの電話に対処する人を管理職など一部のみに決めておくのも方法です。

○ 受話器を耳から話し、しばらくしてからこちらの主張を繰り返し、電話を切るくらいの気持ちで対応してください。

○ 実際には、弁護士に依頼する予定がなくても「電話をやめないと弁護士を通じて警察に告発する。弁護士に対応を相談している。警察に通報した。」などと冷静に伝えることも方法です。

☆ 着信拒否

ヤミ金融は、ヤミ金融はほとんどが県外業者であり、実際に取立てに来ることはまずありません。ただし、余りに電話が執拗で業務に影響があるような場合は、ヤミ金融が連絡できなくすることが必要になります。

○ 会社の場合、電話番号を変えてしまうことは、不可能だと思いますので、NITなどに申し込み、迷惑電話のおことわりサービス（電話を受けた後、プッシュダイヤルを操作すると、以降その電話番号を申込者の電話番号につながないサービス）を利用して着信拒否することも方法です。工事費数千円、月々のサービス料金700円程度でできます。

☆ 相談窓口

長野県では、「ヤミ金110番」を開設し、ヤミ金融に関する相談を受け付けていますので、ご相談ください。

「ヤミ金110番」(平日 午前9時から午後5時まで)

生活環境部生活文化課	電話 026-235-7172	飯田消費生活センター	電話 0265-24-8058
商工部産業振興課	電話 026-235-7200	上田消費生活センター	電話 0268-27-8517
長野消費生活センター	電話 026-223-6777	各地方事務所商工担当課	
松本消費生活センター	電話 0263-35-1556		